

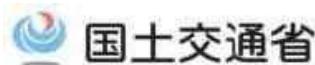
第4部 その他

第1	建設業法等の改正の概要	144
第2	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期	165
第3	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例	169
第4	令和2・3年度の建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準	170
第5	大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請要領	177
第6	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	180
第7	施工体制の適正化その他関係資料	
	・建設業法令遵守ガイドライン（第6版）	182
	・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	230
	・消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法 及び建設業法の遵守について	239
	・大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領	249
	・一括下請負の禁止について	254
	・監理技術者制度運用マニュアル	260
	・施工体制台帳の作成等についての改正について	269
	・労働者派遣事業に対する適正な理解について	274
	・建設業労働災害防止協会大分県支部のご案内	276
第8	申請等に関する問い合わせ先	277

新・扱い手三法について

～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
令和2年9月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

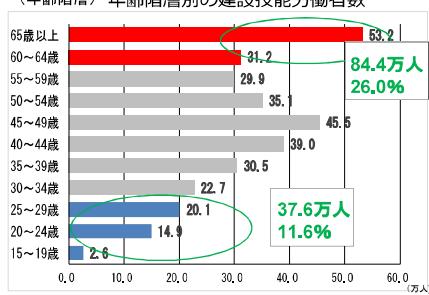
建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(84.4万人、26.0%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45～49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年	2019年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7 千円	4,623.9 千円	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7 千円	5,729.9 千円	約3% の差 8.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6 千円	4,786.9 千円	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1 千円	5,587.8 千円	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8 千円	5,609.7 千円	5.9%

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年間賃金総支給額＝まとめて支給する現金給与額×12年間算出しその他特別給与額

年齢階層別の賃金水準



社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

他産業では当たり前となっている週休2日も持っていない。

企業別・3保険別加入割合の推移

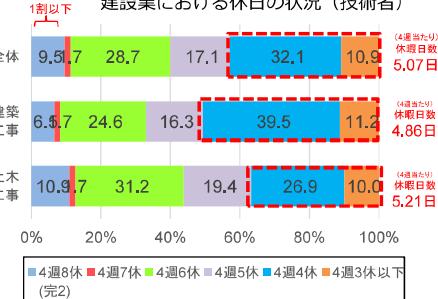
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	98%	92%	91%	90%
H26.10	98%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%

元請: 99.6%
1次下請: 98.9%
2次下請: 97.2%
3次下請: 93.6%

(時間) 年間実労働時間の推移



現在4週8休は1割以下



新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品質確保法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～<議員立法>

○発注者の責務
・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
・施工時期の平準化（債務負担行為や縁越明許費の活用等）
・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に縁越明許費の活用)

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務
・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務
・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
・災害協定の締結、発注者間の連携
・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り微収の活用

○調査・設計の品質確保
・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化
・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化
・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加
・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
○持続可能な事業環境の確保
・経営管理責任者に関する規制を合理化
・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正～建設工事や建設業に関する具体的なルール～<政府提出法案>

2

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要 (令和元年6月7日成立、6月14日公布・施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法律の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り微収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・縁越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の縁越明許費の活用等

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- ③公共工事の目的物の適切な維持管理

【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聞き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

3

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓原則、月45時間かつ年360時間
- ✓特別条項でも上回ることの出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。



3. 持続可能な事業環境の確保

- 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法律の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1)長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化の方策を講ずることを努力義務化。

(2)現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に關し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めるとしている。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1)限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i)元請の監理技術者に關し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii)下請の主任技術者に關し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2)建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>

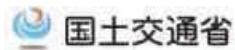


1. 建設業の働き方改革の促進

- (1) 工期の適正化 ····· p.6
- (2) 平準化の促進 ····· p.13
- (3) 下請代金の支払 ····· p.17

1.(1)工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)



◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)
第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約書、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでは、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

[建設業法施行規則]

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壤の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

実施を勧告

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行つよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

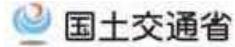
一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

6

工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告） 概要



- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の扱い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
工事前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 車体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野 (3) 電力分野
- (2) 鉄道分野 (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間に於いて、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

7

工期に関する基準 詳細（1/4）

- 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

（1）背景

（2）建設工事の特徴

（i）多様な関係者の関与

- 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる
- （ii）一品受注生産
- 供与目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある
- （iii）工期とコストの密接な関係
- 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない

（3）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

（i）公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない
- （ii）公共工事
- 建設業法に加え、公共工事品質確保法や入札契約適正化法において公共工事独自のルールが定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間に協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する
- （iii）下請契約
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、後工程がしづ寄せを受けることのないように、元下間に協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

（4）本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準

（5）適用範囲

- 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象**
- 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間



（6）工期設定における受発注者の責務

- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性がある
- 工期設定における発注者 / 受注者が果たすべき責務について規定

工期に関する基準 詳細（2/4）

- 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

（1）自然要因

- 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

（2）休日・法定外労働時間

- 改正労働基準法の令和6年からの適用
- 週休2日（4週8休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となった意識改革が必要。価値観の転換のためには、4週8閉所の取組は有効な手段の一つであると考えられる。また、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保が有効な手段の一つであると考えられる。
- ただし、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。
- 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の待遇水準の確保に十分留意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る

（3）イベント

- 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

（4）制約条件

- 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

（5）契約方式

- 契約方式によっては、受注者（候補者含む）が施工段階より前に工期設定に関与する場合があり、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要

- 分離発注**の場合は、発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程へのしづ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある

（6）関係者との調整

- 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等

（7）行政への申請

- 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

（8）労働・安全衛生

- 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要 等

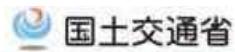
（9）工期変更

- 当初契約時の工期で施工ができない場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工を進める
- 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結

（※）受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

（10）その他

工期に関する基準 詳細（3/4）



- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

（1）準備

- (i) 資機材調達・人材確保
 - ・資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
- (ii) 資機材の監理や周辺設備
- ・工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等
- (iii) その他

（2）施工

- (i) 基礎工事
 - ・杭、山留等に関する考慮事項
- (ii) 土工事
- ・地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- (iii) 軀体工事
- ・構法、鉄骨等に関する考慮事項
- (iv) シールド工事
 - ・シールドマシンの制作時間、先行作業 等
- (v) 設備工事
- ・荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項
- (vi) 機器製作期間・搬入時期
- (vii) 仕上工事
- ・地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- ・塗装工事・タイル工事等に関する考慮
- (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
- (ix) その他
- ・アスベスト対応（届出、前処理、除去作業、事後処理）に要する時間

（3）後片付け

- (i) 完了検査
 - ・自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

（1）住宅・不動産分野

- (i) 新築工事
- (ii) 改修工事
- (iii) 再開発事業

（2）鉄道分野

- (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事
- (ii) 線路や駅等の改良工事
- (iii) 線路や構造物の保守工事

（3）電力分野

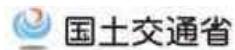
- (i) 発電設備
- (ii) 送電設備

（4）ガス分野

- (i) 新設工事
- (ii) 改修工事

10

工期に関する基準 詳細（4/4）



- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- ・建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成
『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

第6章 その他

（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、発注者、元請負人、下請負人間わず、適宜相談が可能

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

（2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間ににおいて協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

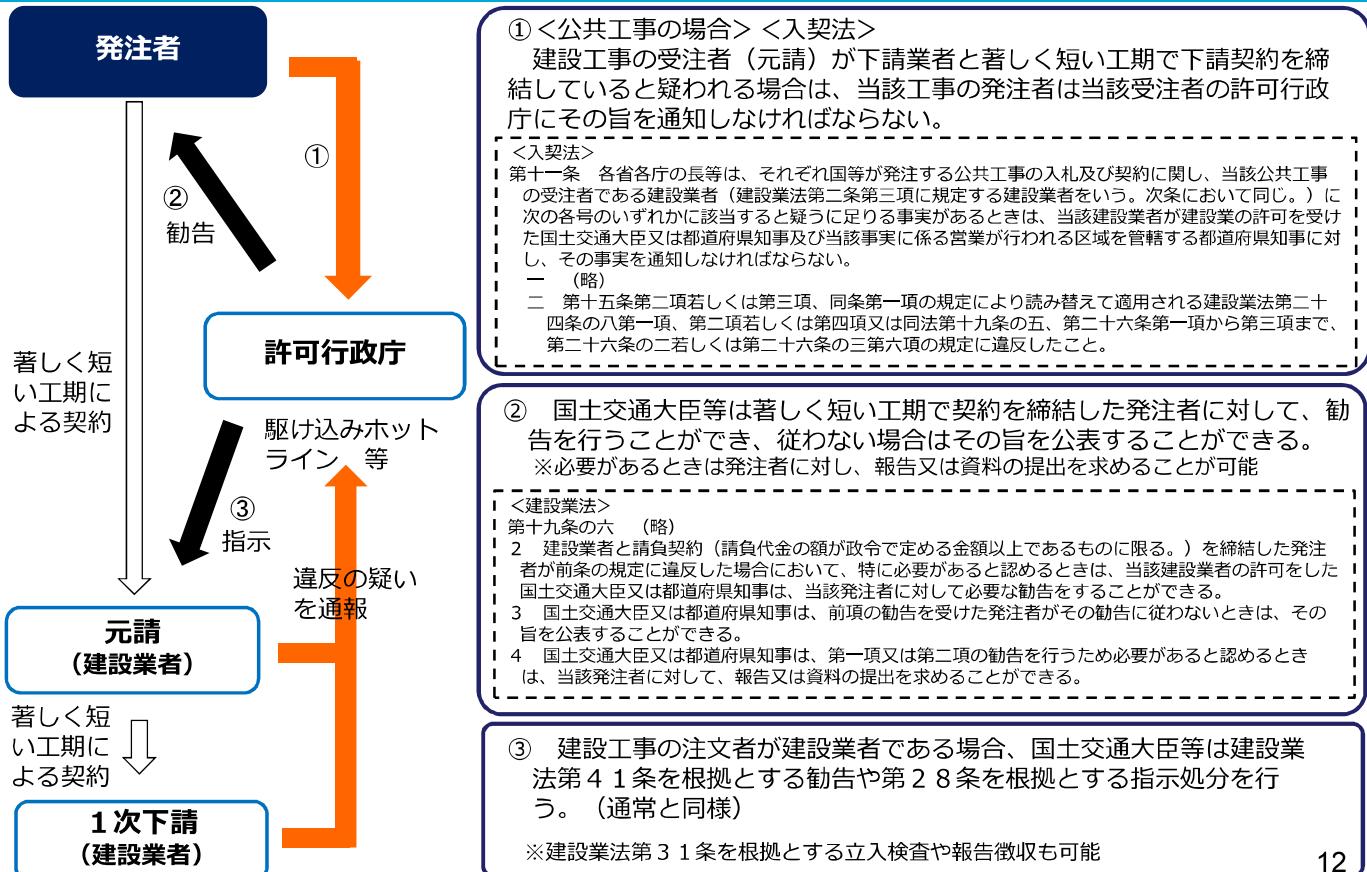
特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間に協議・合意の上、必要に応じて工期の延長を実施

サブライチエンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間ににおいて協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすること必要

（3）基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

11



1.(3) 下請代金の支払(建設業法第24条の3、品確法第3条、第8条)

【建設業法】→元請負人

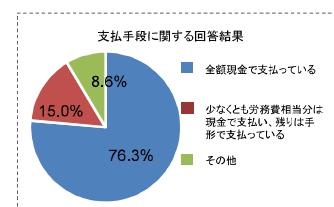
- 下請代金の支払いについて、労務費相当分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

<現金として扱われるものの例>

- 現金
- 銀行振り込み
- 銀行振出小切手

【品確法】→公共工事の当事者

- 請負代金のできる限り速やかな支払い、公共工事に従事する者の賃金への配慮を基本理念として規定。
- 公共工事を実施する者は、技術者・技能労働者等の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならない。



○建設業法

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。
- （略）

○公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

第三条 （略）

2～7 （略）

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各自の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従つて誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9～12 （略）

（受注者等の責務）

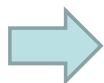
第八条 （略）

2 公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 （略）

★施工体制台帳の記載事項を追加

- 監理技術者補佐を配置する場合は、その者の氏名及び有する資格
※この場合は、当該資格を証する書類及び恒常的な雇用関係があることを記載した書面を添付する。
- 当該建設工事に従事する者に関する以下の事項（作業員名簿）
 - ・氏名、生年月日及び年齢
 - ・職種
 - ・社会保険の加入等の状況
 - ・中小企業退職金共済法に該当する者であるか否かの別
※中退共又は建退共の加入を記載
 - ・安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - ・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（従事者が希望しない場合は記載不要）

 作業員名簿の作成については、建設キャリアアップシステムの活用により、効率的に作成することを想定。

2. 建設現場の生産性の向上

-
- (1) 監理技術者の専任の緩和・・・ p.20
 - (2) 技術検定制度の見直し・・・ p.23
 - (3) 主任技術者の配置義務の見直し・・・ p.24
 - (4) 建設資材製造業者等への勧告等・・・ p.27
 - (5) 知識及び技術又は技能の向上・・・ p.29

2.(1)監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

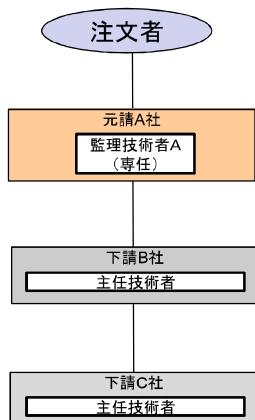
【現 状】

- 建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

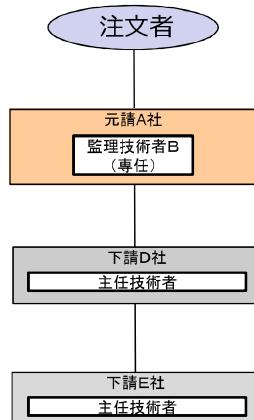
【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）
- 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

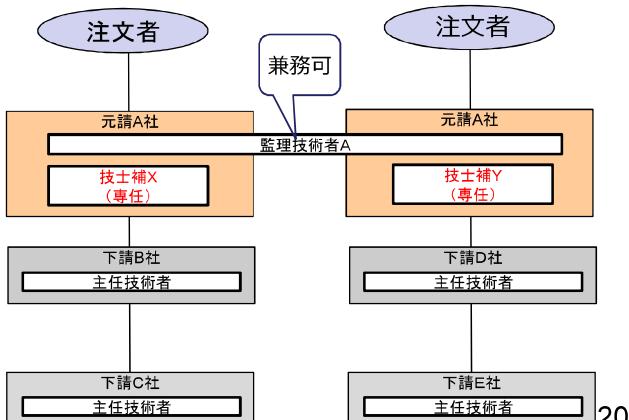
工事1



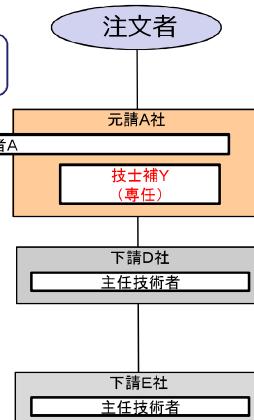
工事2



工事1



工事2



20

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

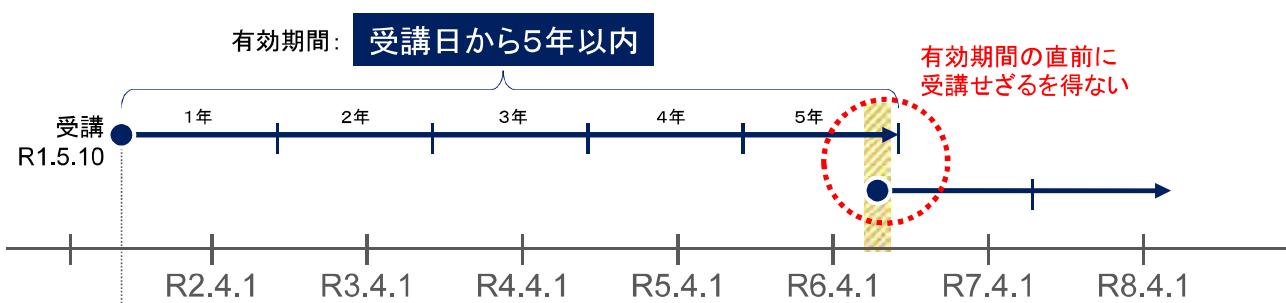
④監理技術者講習の有効期間について

監理技術者講習

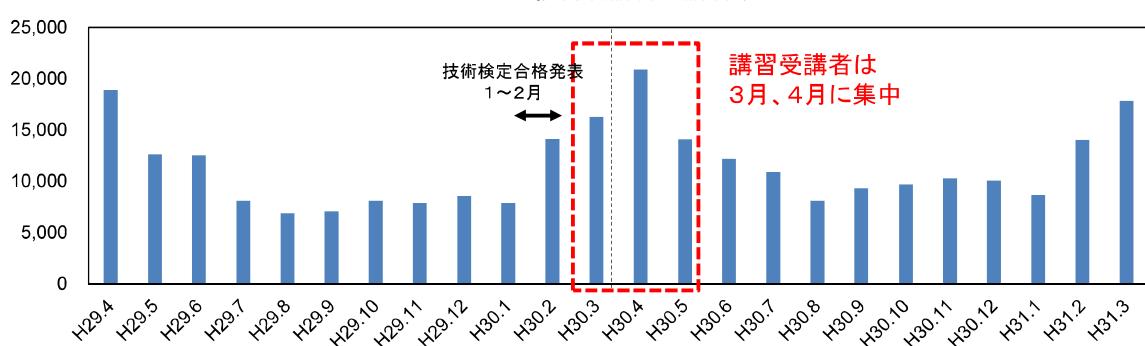
<改正前>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)
(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならぬ。

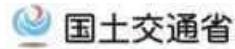


月別の監理技術者講習受講者数



建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

④監理技術者講習の有効期間について



監理技術者講習

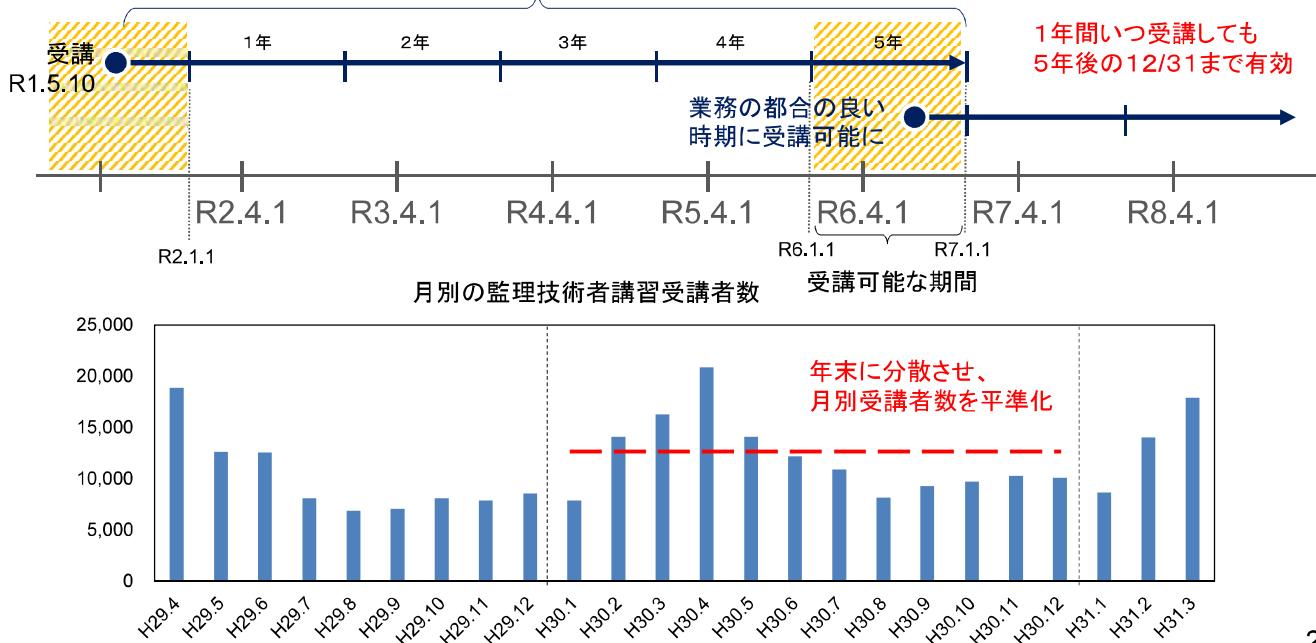
<改正後>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)
(講習の受講)

※令和3年1月1日から施行

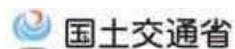
第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習のうち直近のものを受けた日の属する年の翌年の開始の日から起算して五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならぬ。

有効期間：受講日の翌年の1／1から5年以内



22

2. (2)技術検定制度の見直し(建設業法第27条)



技士補制度の創設

現行制度

- 技術検定
- 学科試験
- 実地試験

※いずれも合格

改定後(案)

技術検定

- 第1次検定

合格

技士補

- 第2次検定

合格

技 士

1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする。

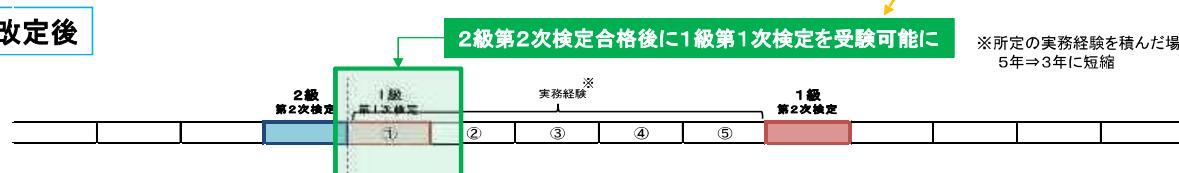
現行制度



1級受験には所定の実務経験が必要

※所定の実務経験を積んだ場合
5年⇒3年に短縮

改定後



2級第2次検定合格後に1級第1次検定を受験可能に

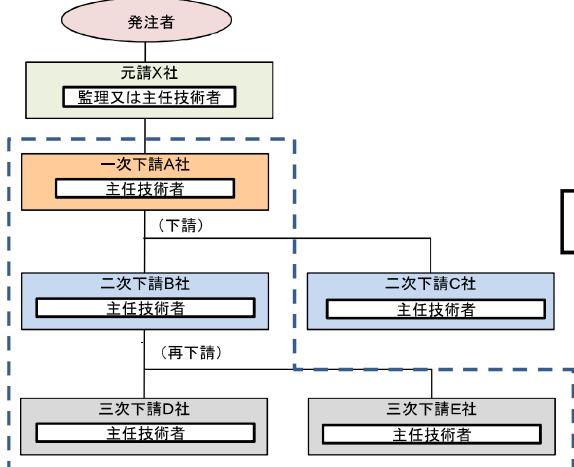
23

2.(3)主任技術者の配置義務の見直し①(建設業法第26条の3) 国土交通省

【現 状】

本来であれば一次下請A社が置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、第26条の規定により全ての二次下請、三次下請(B~E)がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。

<一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>

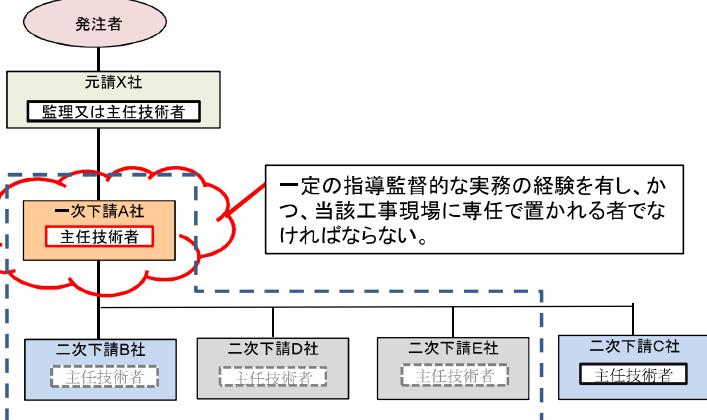


一次下請 A 社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容を B 社に再下請。（B 社でも足りない場合はさらに D 社、E 社にも再下請）

【改 正 後】

一次下請 A 社及び二次下請 B、D、E は、その合意により、A が自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であれば B、D、E の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、E は、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。（新第26条の3）

(※) 適用対象は、下請代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。



効 果

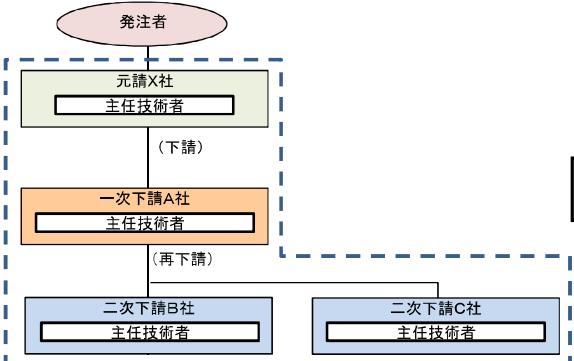
元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

+
建設業における重層下請構造の改善に寄与

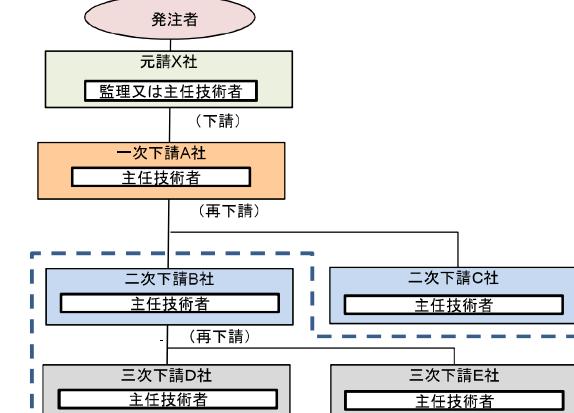
24

2.(3)主任技術者の配置義務の見直し②(建設業法第26条の3) 国土交通省

<元請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>

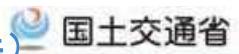


<二次の主任技術者が一括で施工管理をする場合> ※三次以下でも同様の形で施工可能



25

2.(3)主任技術者の配置義務の見直し③(活用にあたっての要件)



対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、鉄筋工事及び型枠工事とする。

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が3,500万円以上となっていることを踏まえ、3,500万円未満とする。

配置される主任技術者の要件 (第6項)

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

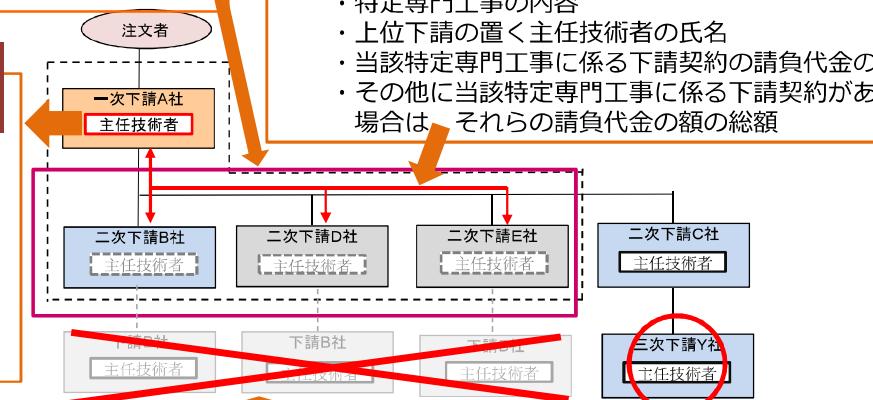
再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

手続き (第1. 3. 4. 5項)

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- 特定専門工事の内容
- 上位下請の置く主任技術者の氏名
- 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額



26

2.(5)知識及び技術又は技能の向上(建設業法第25条の27)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七 (略)

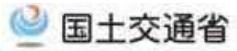
- 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。
- 国土交通大臣は、前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

<必要な知識及び技術又は技能の向上の取り組みとして考えられるものの例>

- 技能労働者、技術者に対する講習・研修への参加
- Webで公開している建設職人の技能を映像で学べる研修プログラム『建設技能トレーニングプログラム（略称：建トレ）』の活用（技能者）
- 登録基幹技能者資格の取得（技能者）
- 技術検定の受検（技術者）

29

建設技能者の教育・訓練、多能工化の推進



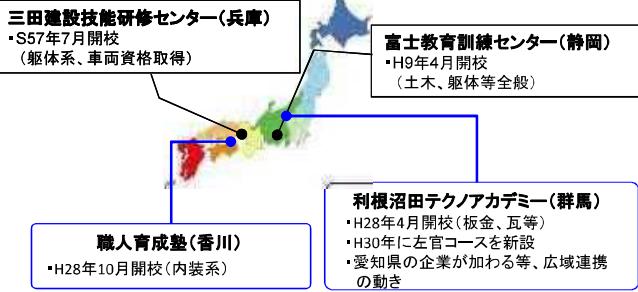
効率的な技能者の教育・訓練等

- 職人の技能を映像で学べる研修プログラム「建設技能トレーニングプログラム(建トレ)※」を作成。教育訓練施設等以外でも、スマートフォン等を用いて各地で手軽に効果的な研修を受けられる環境を整備。



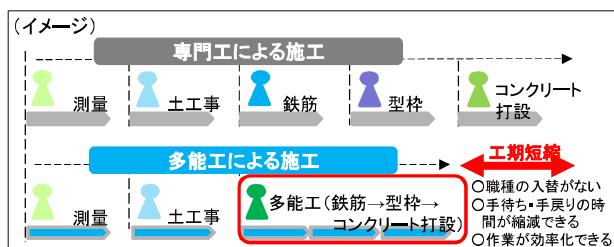
教育訓練施設をはじめとする関係者との連携・協力を強化することにより、研修内容の充実、研修効果の拡大を図る。

教育訓練施設の例

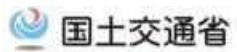


地域建設産業における多能工化の推進

- 中小・中堅建設企業の生産性を高めるためには、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効な手段の一つ
- 多能工化推進のため、中小・中堅建設企業で構成するグループによる多能工育成・活用計画の策定と実施を支援

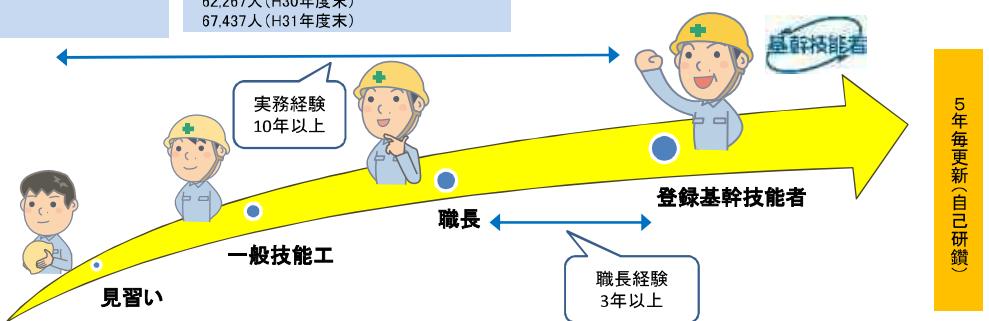


登録基幹技能者制度の概要



- 登録基幹技能者は、熟達した作業能力、現場を効率的にまとめるマネジメント能力及び豊富な知識を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習（43の専門工事業団体において講習を実施）を修了した技能者。
- 工事の品質・コスト等への貢献とともに、技能者の目標像としての活躍が期待されている。

制度概要		メリット
○ 横認法令 建設業法施行規則第18条の3	○ 経営事項審査での加点評価 ○ 総合評価落札方式での評価 ○ 元請(日建連会員企業)の「優良技能者認定制度」による手当の支給 ○ 主任技術者の要件への認定	
○ 要件 ・実務経験10年以上 ・職長経験3年以上 ・最上級の技能者資格の保有	○ 有資格者数 ※平成20年度より制度開始 32,612人(H24年度末) 39,783人(H25年度末) 41,951人(H26年度末) 46,696人(H27年度末) 51,660人(H28年度末) 56,977人(H29年度末) 62,267人(H30年度末) 67,437人(H31年度末)	
○ 講習種類 34職種(43団体)(令和元年6月末)		





建設キャリアアップシステムの構築

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたつて建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。

<建設キャリアアップシステムの概要>

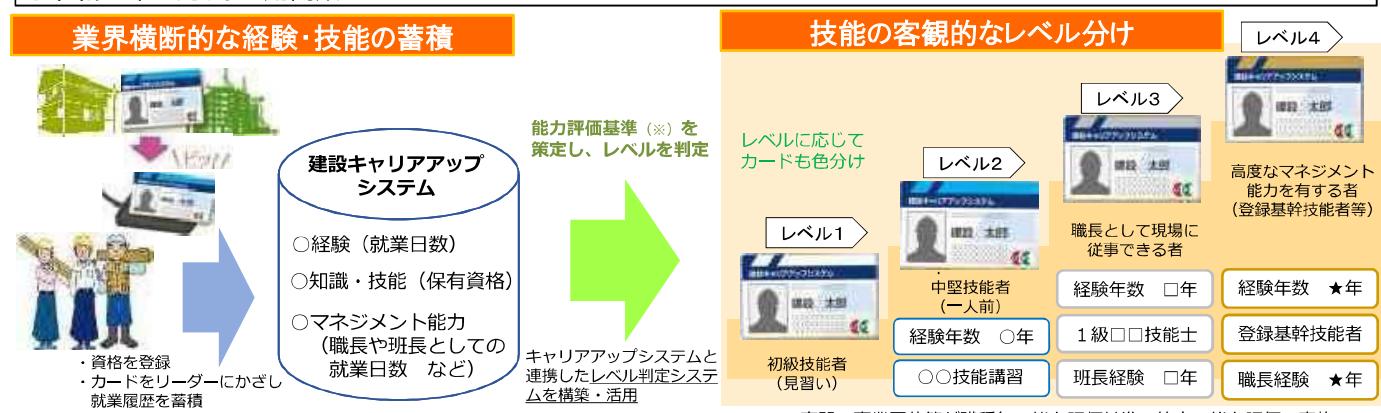


32



建設技能者の能力評価制度

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準（35職種）を策定。
- 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
- 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- 令和2年4月より運用開始



技能レベル（評価結果）を活用した処遇改善等



3. 持続可能な事業環境の確保

- (1) 許可基準の見直し p.35
- (2) 事業承継の規定の整備 p.38
- (3) 不利益取扱いの禁止 p.43
- (4) 災害時の対応 p.44
- (5) 工事現場に掲げる標識 p.45

3.(1)許可基準の見直しについて(建設業法第7条関係)

※令和2年10月1日施行

- ・ 現行の許可の基準は①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性の4つ
- ・ 今般、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力（経営業務管理責任者）に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとした。

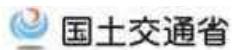
(旧)
↓
(新)

(許可の基準)
第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
二～四 (略)

(許可の基準)
第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。
二～四 (略)

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

①法第7条第1号の省令で定める基準について



法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

常勤役員



- 建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経営業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

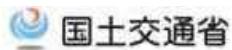
について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

36

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

②法第7条第1号の省令で定める基準について



適正な社会保険への加入を許可要件とする

健康保険

厚生年金 保険

雇用保険

適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出していること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出していることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは

- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

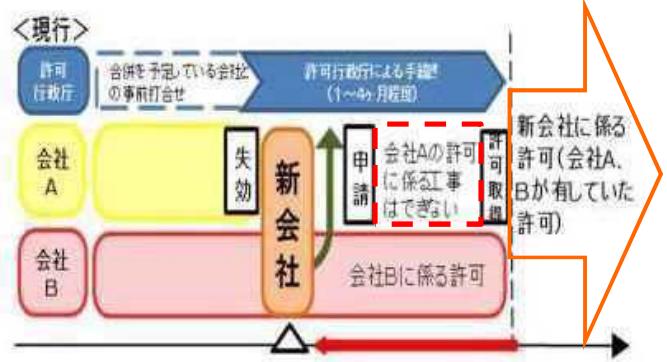
適用事業とは

- ・労働者が雇用される事業

【現 状】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。

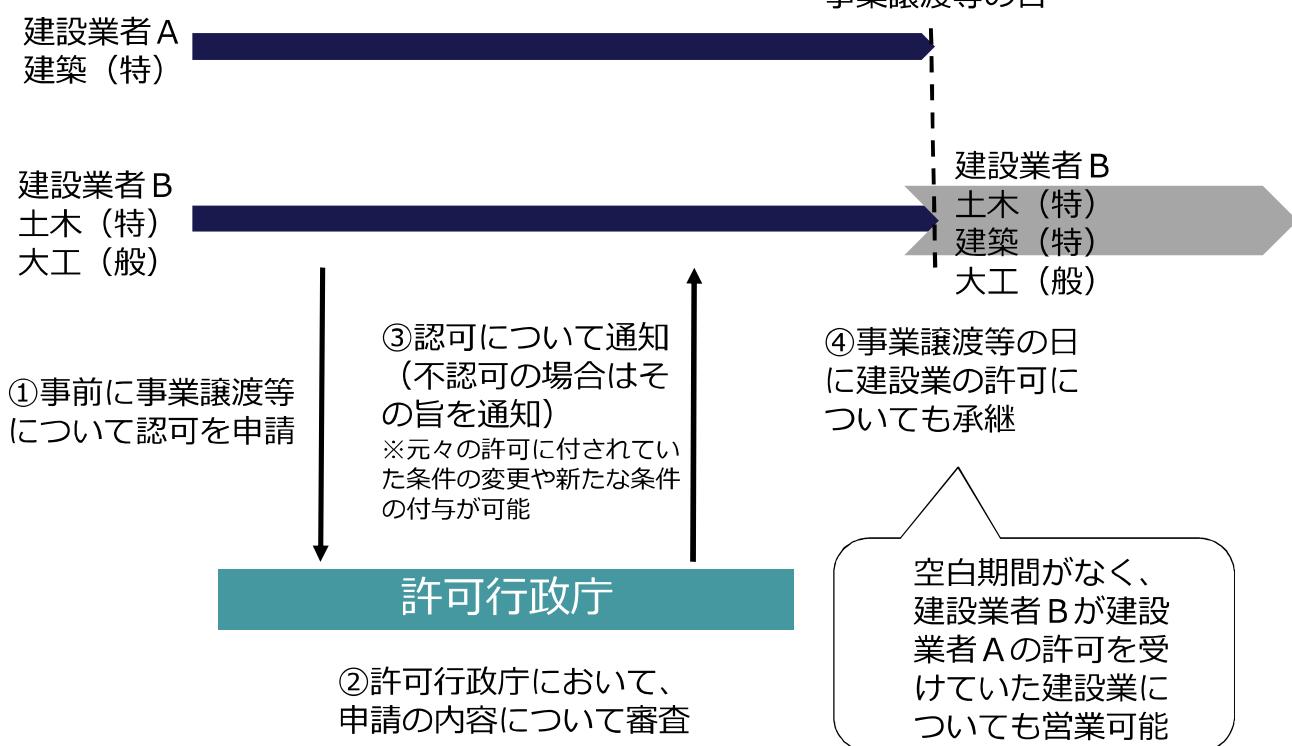


38

承継のスキームについて

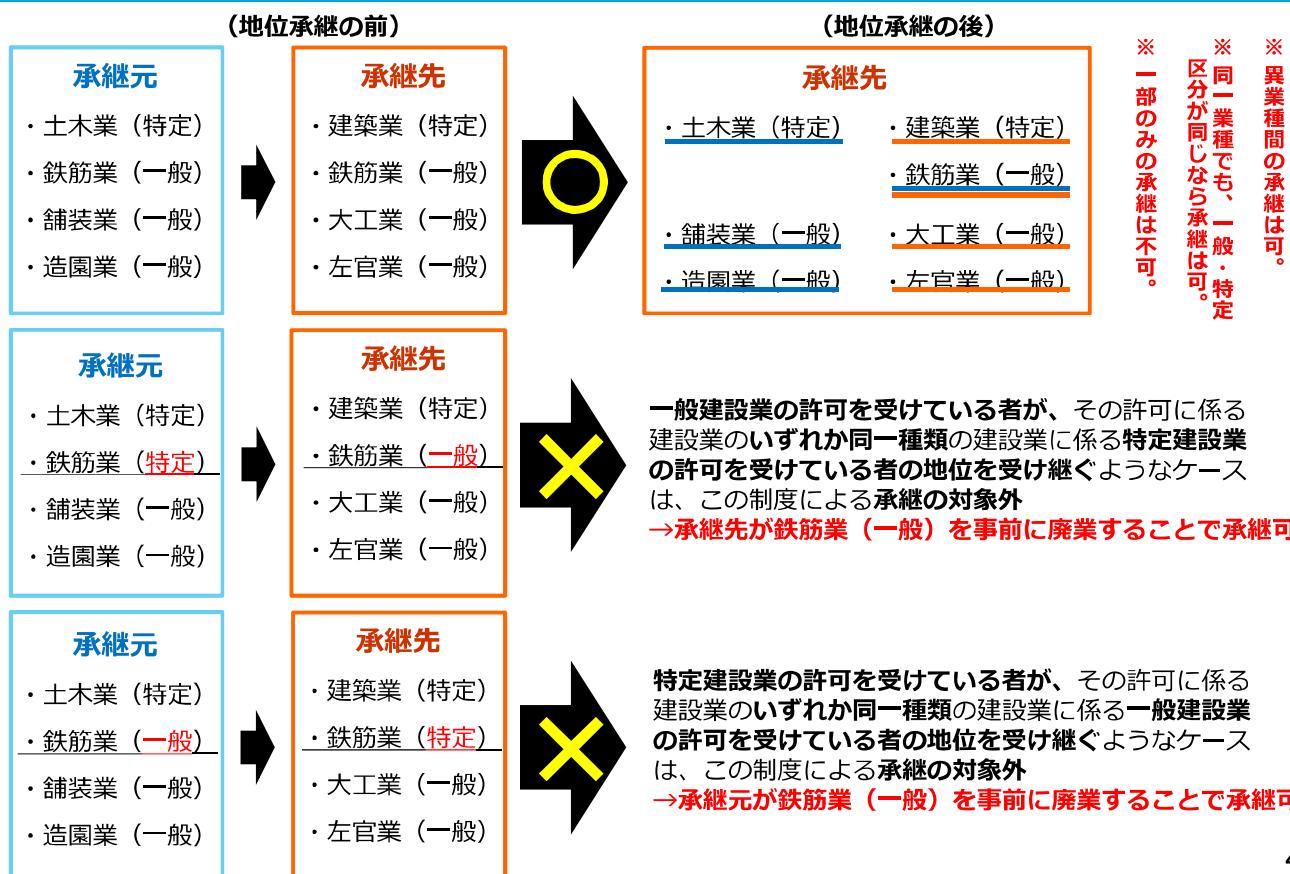
例：建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合

※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）



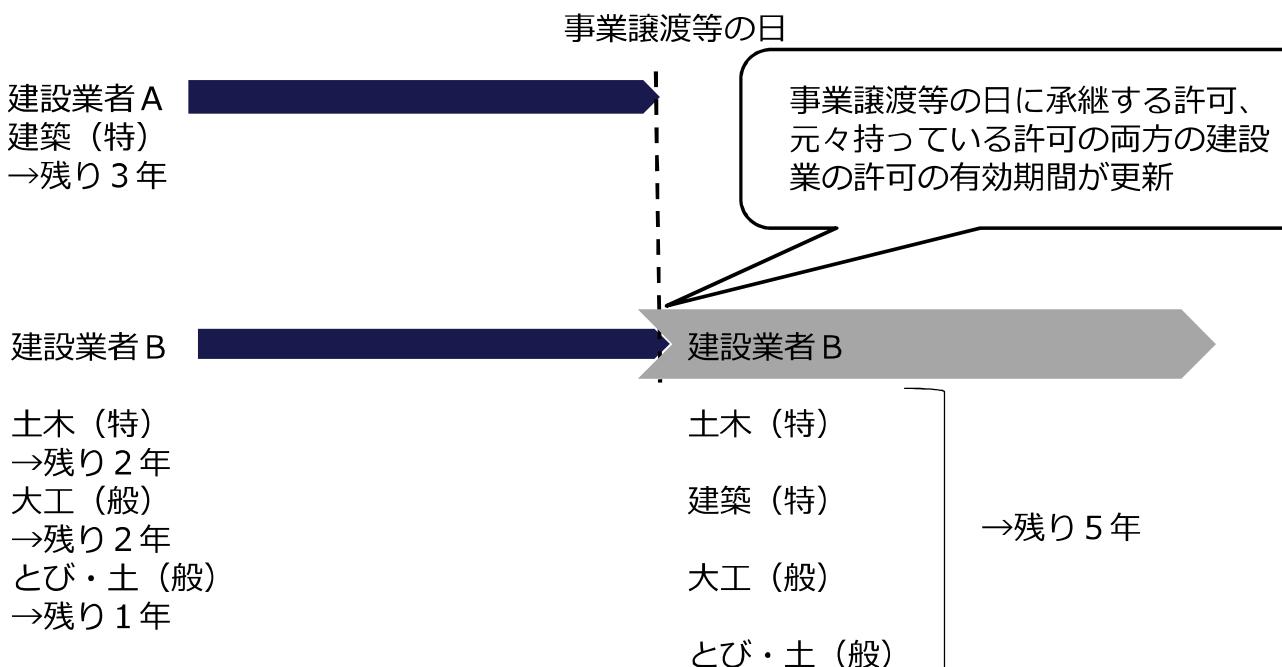
39

承継規定の対象外とするケース（建設業法第17条の2各項共通）

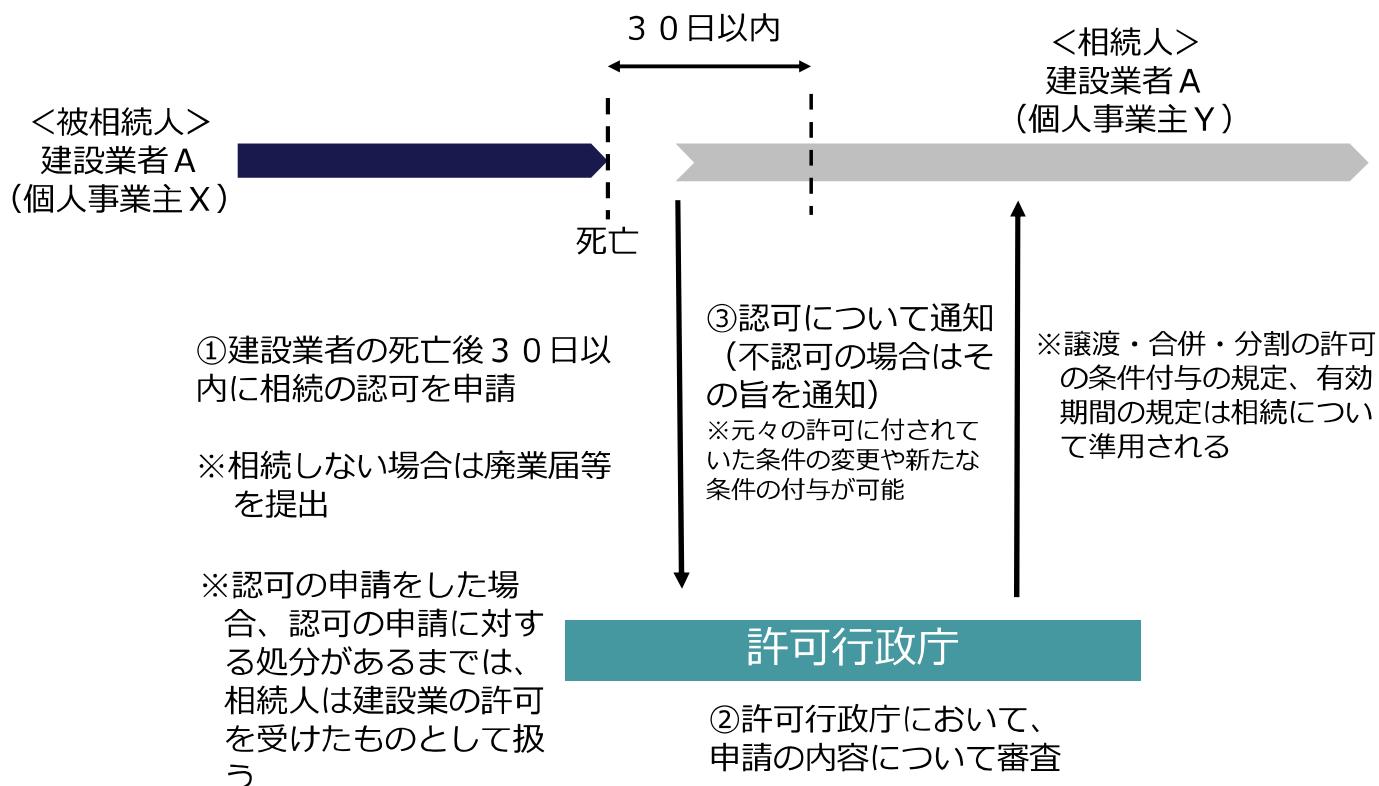


40

許可期間について



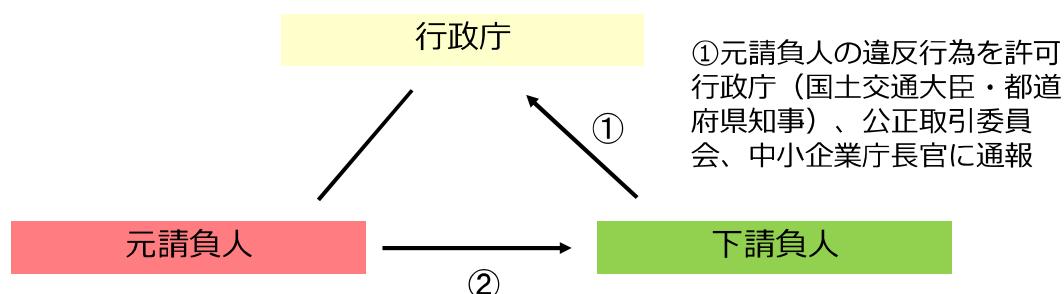
41



42

3.(3)不利益な取扱いの禁止について(建設業法第24条の5)

(不利益取扱いの禁止)
第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。



元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

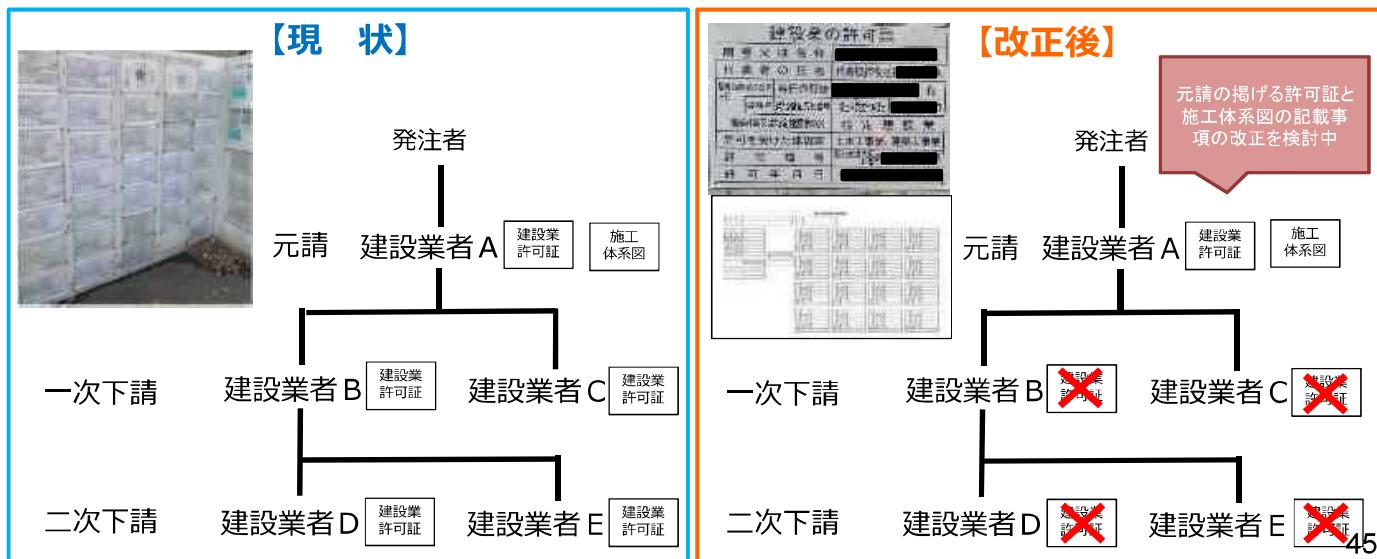
- ②元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはならない。

3.(5)標識の掲示義務の緩和について(建設業法第40条)

- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、許可証と施工体系図の記載事項の改正し、許可証では監理技術者の専任の有無の明確化し、施工体系図では下請人に関する記載事項等を追加することとした。

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負つたものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。



建設業法施行規則等の一部を改正する省令について 電子契約について

書面による契約の場合

○書面の相互交付

→改ざんした場合には、痕跡が書面に残る
(非改ざん性)

→書面によるため物体として保存され、いつでも目視で確認が可能(見読性)

○署名又は記名・押印

→契約が真正に成立したことを担保(本人性)

電子による契約の場合

現行の電子により契約を行う場合の要件

ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること

契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること

<要件を追加>

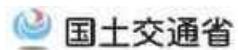
契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること

★これまで電子による契約を行う場合に本人性を担保する規定がなかったことを受け今回規定を追加

4. その他(改正建設業法等関係)

- (1) 施行時期について・・・p.48
(2) 附帯決議について・・・p.49

施行時期について



○建設業法

- 施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- 建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加

令和元年

9月1日施行



令和2年

10月1日施行



令和3年

4月1日施行



6月12日公布

○建設業法

- 許可基準の見直し
- 著しく短い工期の禁止
- 建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

- 技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済